

Ⅲ 高齢者福祉

1. 高齢者の状況

高齢者福祉サービスにおいては、65歳以上の方を対象としてサービスを実施しています。
本市における高齢者の状況は、次のとおりです。
老年人口及び高齢化率は、ともに増加の一途をたどっています。

(各年4月1日現在)

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
総人口（人）	109,328	107,443	106,740
老年人口（人）	33,591	33,763	33,913
高齢化率（％）	30.7	31.4	31.8

2. 介護予防・生活支援事業

(1) 総合事業の実施

高齢者の介護予防と自立した日常生活を支援するため、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を行っています。介護予防・生活支援サービス事業には、訪問型サービス（ホームヘルプ）と通所型サービス（デイサービス）があります。一般介護予防事業では、介護予防普及啓発のための講座などを開催しています。

(2) 緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者等の緊急時に対応するため、緊急通報システム（ペンダント付の緊急通報装置）を貸与しています。

緊急通報システムは、緊急時に装置又はペンダントの緊急ボタンを押すと、消防署に通報されるシステムになっており、このシステムを設置することにより、ひとり暮らしの高齢者の精神的不安感を和らげるとともに、円滑な救命を行うことができます。

(3) 配食型見守りサービス事業

日常的に家族・親族による安否確認ができない高齢者等に対して、民間事業所が定期的に食事を配達し、高齢者等利用者の安否確認を行うものです。

(4) 救急医療情報キット事業

災害時要援護者登録台帳に登録されている方または、65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等にかかりつけ医、持病、緊急連絡先等の情報を記載した用紙を入れるキット（プラスチック容器）を配布します。これを冷蔵庫に入れておき、救急車が必要になった場合、救急隊員がそれを素早く持ち出し情報を把握できます。

(5) 認知症高齢者等みまもりシール交付事業

認知症などにより、行方不明になる可能性のある市内在住の在宅で生活する高齢者に、衣服等に貼る QR コード付きのラベル・シールを交付します。シールを貼付けた行方不明者の QR コードが読み取られると、保護者に瞬時に通知メールが届き、早期発見、保護につながります。

(6) 生活管理指導短期宿泊事業

おおむね 65 歳以上の方のうち、要介護者に該当しないが、社会適応が困難である方や、自宅の焼失などの環境上の理由により在宅生活を営むことが困難な方に対して、特別養護老人ホーム又は養護老人ホームでショートステイを実施しています。

(7) 成年後見制度

認知症の方、知的障がい・精神障がいのある方など判断能力が不十分な方に代わって、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割等の法律行為を行い、保護・支援する制度です。

<関係機関連絡先>

機関名	所在地	電話番号
特定非営利活動法人 東濃成年後見センター	多治見市総合福祉センター 3 階 (多治見市太平町 2-39-1)	0572-22-6248
東濃権利擁護センター (中核機関)	多治見市総合福祉センター 3 階 (多治見市太平町 2-39-1)	0572-26-7422

3. その他の生活支援サービス

(1) 寝たきり高齢者等介護用品購入助成事業

在宅生活を送る要介護4又は要介護5の寝たきり高齢者等が紙おむつ等の介護用品を購入する場合、費用の一部を助成しています。

(2) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

ひとり暮らしや寝たきりの高齢者などが、健康で安らかな生活をするため、年に2回、利用料の1割負担で寝具等の丸洗い、乾燥をしています。

(3) 地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防、総合相談、権利擁護、ケアマネジャー支援等の事業を行います。

施設名	所在地	電話番号
太平地域包括支援センター	太平町2-39-1 (総合福祉センター内)	0572-25-1135
滝呂地域包括支援センター	滝呂町10-87-4 (サンホーム滝呂内)	0572-24-5562
南姫地域包括支援センター	大針町80-2 (ふれあいセンター姫内)	0572-20-2021
笠原地域包括支援センター	笠原町2900-6 (かさはら福祉センター内)	0572-45-0007
精華地域包括支援センター	十九田町1-10 (ニコニコ支援センター精華内)	0572-25-2511
北栄地域包括支援センター	旭ヶ丘7-15-1 (養護老人ホーム多容荘内)	0572-27-2211

4. 生きがい対策

(1) 老人クラブ

老人クラブは、おおむね 60 歳以上の人が、老後の生活を生きがいのあるものにするために、自主的に結成し会員一人ひとりが会費を出し合って運営している団体です。

老人クラブでは、健康・友愛・奉仕の三大運動を中心に幅広い活動を行っています。

一つの老人クラブ（単位クラブ）の会員数は 30 人以上とし、代表者（単位クラブ会長）を会員の互選で選出します。また、単位クラブに対して市が活動費の一部を補助しています。

単位クラブが集まって、多治見市悠光クラブ連合会を結成しています。連合会は連合会としての活動を行うとともに、岐阜県老人クラブ連合会に加入して、県の連合会の行事にも参加するなど、積極的に活動しています。

単位クラブの事業……友愛訪問活動、環境美化活動、親睦研修旅行、健康体操、趣味講座、交通安全教室等

連合会の事業……福祉大会、グラウンドゴルフ大会、軽スポーツ大会、芸能祭、作品展、交通安全推進大会等

(2) 老人福祉センター

老人福祉センターは、おおむね 60 歳以上の人が健康増進・教養の向上・レクリエーション（カラオケ・囲碁将棋等）の場として利用する施設です。

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
多治見市老人福祉センター	太平町 2-39-1 (総合福祉センター内)	25-1133 (ダイヤルイン)
多治見市滝呂老人福祉センター	滝呂町 10-87-4 (サンホーム滝呂内)	24-5560 (内線 13)
多治見市南姫老人福祉センター	大針町 80-2 (ふれあいセンター姫内)	20-2020 (内線 19)

※事業内容 生活相談・健康相談・生業及び就労の指導・機能回復訓練・教養講座など

(3) 敬老会

80 歳以上、90 歳、100 歳の方を対象に長寿をお祝いします。

年 齢	内 容
80 歳以上	区主催の敬老会において、長寿をお祝いします。
90 歳	市主催の敬老会において、長寿をお祝いします。
100 歳	市長が対象者宅を訪問し、長寿をお祝いします。

5. 施設福祉

(1) 養護老人ホーム

老人福祉法に基づく老人福祉施設で、入所対象者を「65 歳以上の人で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な人」と定めています。

入所希望者、扶養義務者から入所を希望する事情等を調査したうえで、入所判定委員会において入所の適否を判断します。

＜近隣の養護老人ホーム一覧＞

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

施設名	設置主体	所在地	電話番号
多容荘	(福) 陶都会	多治見市旭ヶ丘 7-15-1	0572-27-6778
さわやか 日本ライン	(福) 慈恵会	加茂郡坂祝町黒岩 149-2	0574-50-1752
さわやか 長楽荘	(福) 慈恵会	可児郡御嵩町井尻 65-1	0574-67-8321
千寿の里 西小田	(福) 千寿会	瑞浪市西小田 3-221	0572-66-1030

(2) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な、寝たきりの人や認知症の人に、専門の介護を行う生活施設です。原則として、介護保険制度を用いて入所します。

＜特別養護老人ホーム＞

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

施設名	所在地	電話番号
清涼苑	旭ヶ丘 7-17-1	0572-29-1185
エバーグリーン	小名田町西ヶ洞 1-325	0572-21-5135
かさはら陶生苑	笠原町 2854-1	0572-45-2181
たじみ陶生苑	小名田町小滝 5-411	0572-25-6997
ビアンカ	上山町 1-97-2	0572-25-0780
ベルツリー	脇之島町 3-16-1	0572-22-4434
ジョイフル多治見	音羽町 1-235	0572-21-1711

＜地域密着型介護老人福祉施設（定員が 29 人以下の小規模な施設）＞

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

施設名	所在地	電話番号
小規模特別養護老人ホーム エバーグリーン	小名田町西ヶ洞 1-325	0572-21-5135
特別養護老人ホーム 浩養園	京町 6-13-2	0572-26-8636

(3) 軽費老人ホーム

原則 60 歳以上で、身体機能の低下又は高齢等のため独立して生活するには不安のある方で、自宅での生活が困難な方が入居できる施設。食事が提供される A 型と自炊の B 型、食事が提供されて在宅サービスが利用できる「介護型」（ケアハウス）に分かれます。

介護保険の特定施設に指定されている場合、「特定施設入所者生活介護」が受けられます。

(4) 有料老人ホーム

有料老人ホームは、高齢者を入居させ、食事の提供やその他の日常生活に必要な便宜を提供する施設です。（以下の 3 つのタイプがあります。）

① 介護付有料老人ホーム（介護保険の介護サービスを提供する有料老人ホーム）

入居していて介護が必要となったときには、そのまま介護サービスが受けられます。

サービスをホームの職員が提供する「一般型」と外部の事業者が提供する「外部サービス利用型」があります。

介護保険の特定施設に指定されている場合、「特定施設入所者生活介護」が受けられます。

② 住宅型有料老人ホーム（自ら介護保険の介護サービスを提供しない有料老人ホーム）

介護が必要となった場合、ホーム外部の介護事業者と別途契約を結び、介護保険サービスを利用しながらホームでの生活を継続することが可能です。

③ 健康型有料老人ホーム（岐阜県内には該当施設はありません）

介護が必要となった場合、ホームで介護サービスは受けられません。入居契約を解除して退去しなければなりません。

6. 就業対策

(1) シルバー人材センター

シルバー人材センターは、地域において、雇用関係のない補助的、短期的な仕事を有償で引き受け、これを会員に提供し、報酬を支払っています。

（公社）多治見市シルバー人材センター

所在地：池田町 2-103

電話番号：0572-23-6677

7. ネットワーク活動

(1) 地域ケア会議及び高齢者虐待防止ネットワーク会議

高齢者が地域で安心して暮らすために、高齢者の状況に適した多様な支援を継続的かつ包括的に提供することが必要になります。高齢者虐待防止の対応を強化することも含め、地域包括ケア体制を進めるためにこの会議を開催します。

委員構成…医療機関、警察、消防、東濃成年後見センター、民生児童委員代表、介護サービス事業者、多治見市ケアマネジャー連絡協議会、地域包括支援センター、保健センター、高齢福祉課、その他高齢者福祉に関する機関

(2) 『孤立死ゼロ／虐待死ゼロのまち協力隊』の活動

高齢者見守りネットワークを踏襲した「孤立死ゼロ／虐待死ゼロのまち協力隊」は、孤立死や虐待死をなくすことを目指し、市内の各家庭を巡回する事業所等の協力を得て、平成26年7月1日に84事業所の加盟により発足しました。

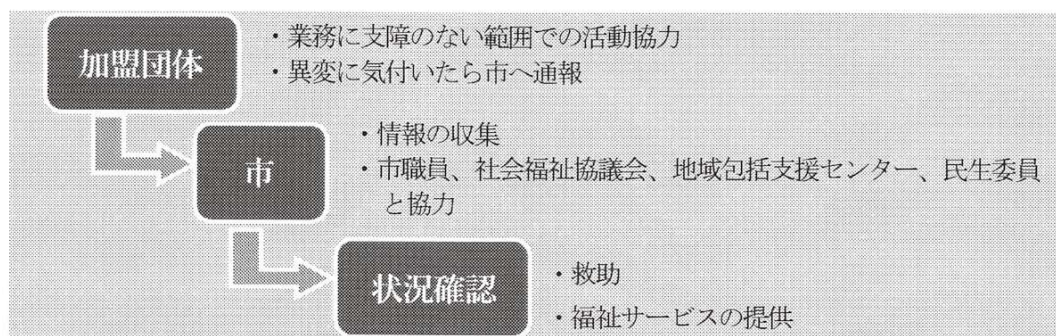
日常業務中、市民に異変を察知した場合、速やかに情報提供していただき、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等が協力しながら状況確認を行うとともに、必要に応じて救助や福祉サービスの提供につなげるシステムです。高齢者に限定されず、子どもを含めた市民全員が対象です。

<加盟団体>

民生児童委員協議会、多治見市悠光クラブ連合会、電力会社、運送会社、タクシー会社、ガス・燃料販売店、銀行、牛乳・新聞販売店、生活協同組合、薬局など（令和6年1月1日現在102事業所）

<取組み>

- ① 加盟協力団体に通報ガイドラインの周知をします。
- ② 連絡会議を定期的に行い、情報の共有を図ります。



Ⅳ 介護保険

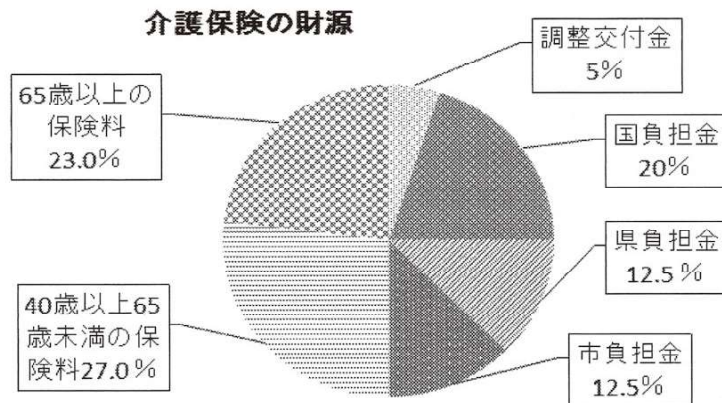
介護保険は社会全体で介護を支える制度で、平成 12 年 4 月にスタートしました。

40 歳以上の人が介護保険料を払い、介護が必要になったら市に要介護認定の申請をします。

「要支援 1、2」又は「要介護 1～5」のいずれかに認定されると必要な介護保険のサービスが 1～3 割の自己負担で利用できます。運営主体（保険者）は多治見市です。

1. 保険料

介護保険制度では安定的に運営できるようしくみを設けており、総費用から利用者負担を除いた額の半分を公費（税財源）で賄っています。その内訳は国 25%（調整交付金 5%を含む。）県 12.5%、市町村 12.5%となっています。そして、残りの半分は保険料財源で賄っています。

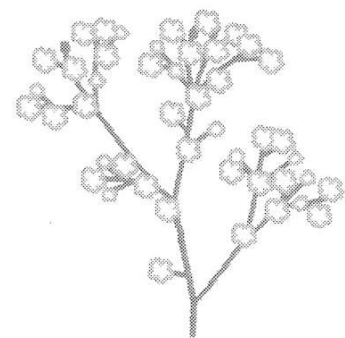


65 歳以上の方の保険料（第 1 号被保険者の保険料）は市町村ごとに決められます。介護が必要な方が何人いて、どのくらいのサービスを利用されるかを計算して定めています。介護保険料は、基準額月額（5,950 円）をもとに所得に応じて 12 段階に設定されています。

<令和5年度 所得別保険料>

	対象となる人	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者および住民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.30	21,420円
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得の合計が120万円以下	基準額×0.50	35,700円
第3段階	住民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得の合計が120万円を超える	基準額×0.70	49,980円
第4段階	住民税課税世帯で、本人住民税が非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.90	64,260円
第5段階	住民税課税世帯で、本人住民税が非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額×1.00	71,400円
第6段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.15	82,110円
第7段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.30	92,820円
第8段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.50	107,100円
第9段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	基準額×1.70	121,380円
第10段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満	基準額×1.80	128,520円
第11段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	基準額×1.90	135,660円
第12段階	本人住民税が課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上	基準額×2.00	142,800円

※ 40歳以上64歳以下の方の保険料（第2号被保険者の保険料）は、加入している医療保険の保険料と合わせて徴収されます。保険料率は各保険者によって異なります。

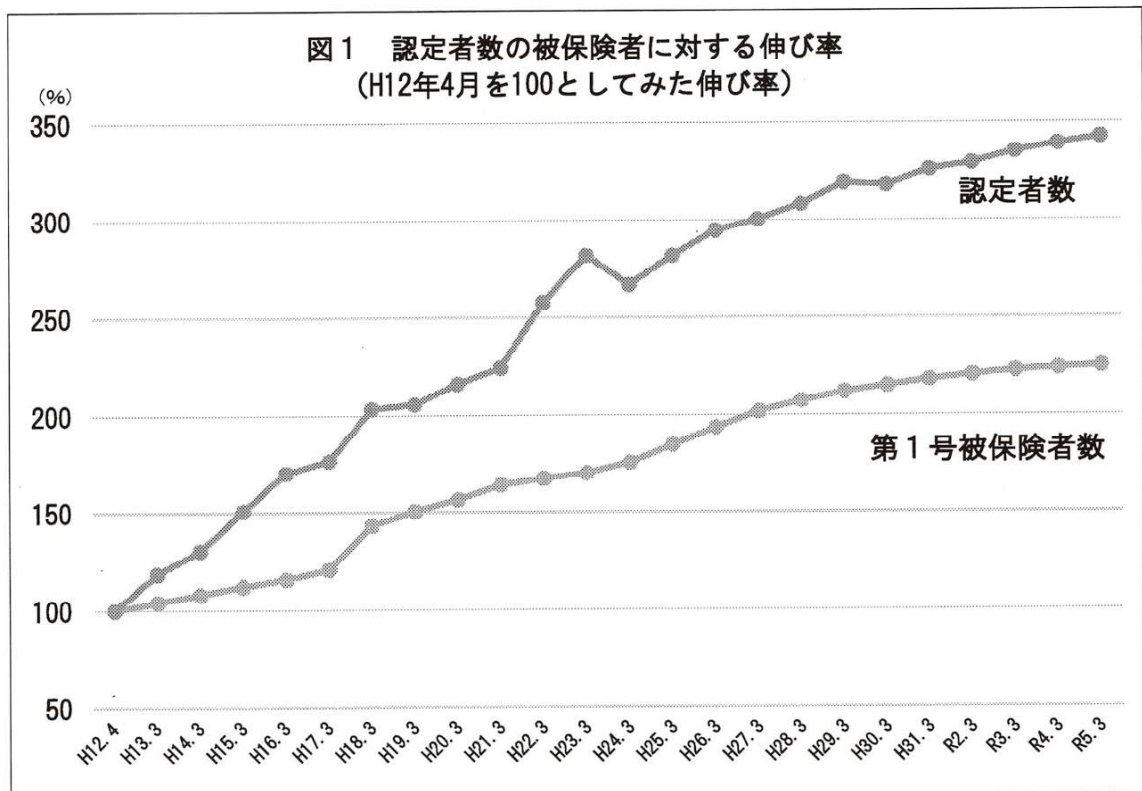


2. 介護認定審査会

介護保険のサービスを利用するためには、寝たきりや認知症などサービスが必要とする状態かどうかの認定（要介護認定）を受ける必要があります。この認定を行う介護認定審査会の委員は保健・医療・福祉の専門家で、7合議体、56名の審査委員で構成されています。

(1) 認定者数

認定者数は平成12年4月に1,543人だったのが、令和5年3月には33,967人と増加しています。高齢者人口の増加が大きな要因ではありますが、図1のように高齢者人口（第1号被保険者）の伸び率より認定者数の伸び率が増加していることから、認定者自体が増加していることが分かります。



(2) 要介護度別認定者割合

図3 要介護度別認定者割合							
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成28年度	9.54%	14.15%	19.61%	19.02%	13.94%	12.93%	10.82%
平成29年度	8.84%	13.95%	19.80%	19.66%	13.18%	13.79%	10.78%
平成30年度	8.53%	15.62%	18.41%	19.50%	13.36%	13.91%	10.67%
令和元年度	8.62%	15.07%	18.69%	19.40%	14.23%	13.30%	10.68%
令和2年度	9.61%	14.75%	18.52%	18.48%	13.59%	13.88%	11.16%
令和3年度	10.32%	14.94%	19.51%	17.50%	13.20%	14.18%	10.34%
令和4年度	10.21%	16.10%	20.05%	17.21%	13.20%	13.81%	9.42%

3. サービスの利用状況

(1) 介護保険事業所

介護保険制度で利用できるサービスは表1のとおりで、多治見市内で開設している事業所数は表2のとおりです。要支援1・2の認定を受けられた方は、介護予防のサービス（表1の囲っているサービス）を受けられません。

<表1 サービスの内容>

区 分	サ ー ビ ス
居宅サービス 地域密着型サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、 <u>地域密着型介護老人福祉施設</u> 、特定施設入所者生活介護、福祉用具貸与、福祉用具販売、住宅改修
施設サービス	<u>介護老人福祉施設</u> 、 <u>介護老人保健施設</u> 、 <u>介護療養型医療施設</u>
居宅介護サービス計画作成	<u>居宅介護支援</u>

<表2 市内の介護保険事業所>

(令和5年 12 月 1 日現在)

区 分	サ ー ビ ス	事業所数
居宅サービス 地域密着型サービス	訪問介護	35
	訪問入浴介護	1
	訪問看護	17
	訪問リハビリテーション	3
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
	通所介護（※1）	24
	地域密着型通所介護	24
	通所リハビリテーション	5
	短期入所生活介護	8
	短期入所療養介護	3
	認知症対応型共同生活介護	13
	小規模多機能型居宅介護	3
	地域密着型介護老人福祉施設	2
	特定施設入所者生活介護	5
施設サービス	指定介護老人福祉施設	7
	介護老人保健施設	3
	指定介護療養型医療施設	1
居宅介護サービス計画作成	居宅介護支援	25

※総合事業のみ指定を受けている事業所1を含む。

(2) 低所得者支援

①保険料の減免

災害や重大な障がいにより、世帯の生活が著しく困難となり、利用できる資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、支払能力に欠けると認められる場合は、保険料の減免措置を受けることができます。

②社会福祉法人等による利用者負担金の軽減

介護保険サービスを行う社会福祉法人等（本市に対し利用者負担金軽減申出書により軽減を申し出ている社会福祉法人等に限る）において、生計が困難な方に対して、利用者負担金の減免措置を受けることができます。

4. 介護保険調整委員会

介護相談員5名、訪問相談員2名で組織され、介護保険サービスの利用に伴う利用者の苦情等を調査・調整します。

介護相談員は、随時の相談（前日までの予約）に対応します。また、原則2か月に1回全体会を開催し情報を共有します。

訪問相談員は、介護サービス事業所へ月1回以上訪問し、事業所の状況や利用者の様子を確認し、全体会議に報告します。

